平成２４年（フ）第２４１１号
名古屋市名東区香流２丁目602番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区山の手３丁目909番地
債務者　株式会社ラス
代表者代表取締役　宇都宮廣明
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸岩　龍弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月９日午後１時20分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０２号
堺市堺区田出井町１番３―3603号
債務者　株式会社ＫＢ写真企画
代表者代表取締役　横田　博臣
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２５１号
香川県東かがわ市横内441番地５
債務者　松下かおり（旧姓児島）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大平　　昇
4　破産債権の届出期間　平成25年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月19日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第７０７号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目５番地の14
債務者　佐藤　政美
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　絵理
4　破産債権の届出期間　平成25年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５８１号
仙台市青葉区高松１丁目14番11号　レオパレス高松第２―203、従前の住所仙台市若林区大和町５丁目32番12―402号
債務者　千葉　　敏
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　浩一
4　破産債権の届出期間　平成25年１月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４８７号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目26番25号
債務者　泉本大二郎
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　裕一
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０９号
愛媛県喜多郡内子町中田渡284番地
債務者　冨岡　雅彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清
4　破産債権の届出期間　平成25年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉番外地、住民票上の住所北海道北見市緑ケ丘１丁目９番25号　木下満治方
債務者　加藤　英央
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年２月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２８８号
徳島県板野郡板野町大寺字郡頭36番地３、旧住所徳島県板野郡板野町大寺字郡頭36番地１
債務者　長谷川克子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　稔男
4　破産債権の届出期間　平成25年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６７号
奈良市中山町1715番地の１　レオパレスＴａｋｕｙａⅡ108号
債務者　杉浦　和美（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　伸之
4　破産債権の届出期間　平成25年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月27日午後４時
6　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９４号
茨城県鹿嶋市大字宮中2047番地20
債務者　名澤まさ子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　大輔
4　破産債権の届出期間　平成25年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１３０６号
千葉県市川市田尻４丁目４番20―202号　フローラル市川
債務者　榊原　正基
1　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　友洋
4　破産債権の届出期間　平成25年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
千葉県香取市虫幡1232番地
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　　厳
4　破産債権の届出期間　平成25年１月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第２８０５号
札幌市白石区本通10丁目南５番19号　アクレス白亜210号
債務者　冨樫　孝広
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒川　　貢
4　破産債権の届出期間　平成25年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部